

元本保証型合同運用指定金銭信託〈遺贈寄附特約〉

この商品説明書は、「募集要項」とともに信託業法第76条で規定する同法第25条および同法第74条の各規定により、信託契約代理店としての当代理店がお客さまに説明する事項を記載するものです。本商品説明書以外にも、別途交付する「元本保証型合同運用指定金銭信託約款（以下「約款」といいます。）」および「遺贈寄附特約条項」をご覧ください。

本商品に関する説明事項

1. 商品名	・元本保証型合同運用指定金銭信託〈遺贈寄附特約〉
2. 販売対象	・委託者（以下「お客さま」といいます。）は、未成年者を除く、日本国籍を有し、日本国内に住所を有する個人で、後見人等の代理人を必要としない方とします。
3. 信託の目的	・お客さまの死亡時に、受取人としてお客さまが指定する寄附先（以下「寄附先」といいます。）に、信託財産を取得させること ・信託された金銭を、受益者でもあるお客さまのために利殖すること
4. 信託の仕組み	・お客さまがお亡くなりになった場合、信託財産である金銭があらかじめ指定いただいた寄附先に支払われます。 ※寄附先については、「12. 寄附先に関する事項」をご覧ください。
5. 信託期間 (1) 信託契約期間 (2) 信託終了日 (3) 信託期間の延長	・信託契約日から信託終了日まで。 ・募集要項に記載しています。 ただし、信託終了日が非銀行営業日に当たる場合は、その前営業日を信託終了日とします。 ・信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになったとき等）が生じた場合等には、この信託契約は終了します。 ・信託期間の延長はできません。
6. 信託契約日	・募集要項に記載しています。
7. 信託の終了事由	・信託期間の満了 ・表明確約違反、反社会的勢力およびマネー・ローンダリング等の排除を目的としたオリックス銀行からの解約 ・お客さまからの請求による信託契約の中途解約 ・約款の変更に対するお客さまからの受益権の買い取り請求 ・お客さまがお亡くなりになった場合 ・寄附先が解散した場合 ・寄附先が信託金の寄附を受ける権利を放棄した場合 ・オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生し、清算することがお客さまの利益に資するとオリックス銀行が判断した場合
8. 信託財産の種類、運用、管理、処分	・オリックス銀行は、お客さまからお預かりした信託金を、約款に基づき他のお客さまからお預かりする信託金と合同して運用します。 ・オリックス銀行は、資産の安全性、収益性の両面に留意しつつ、安定的な運用を行い

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の管理または処分により取得する財産の種類は、約款第 6 条、第 7 条に記載のとおりです。 ・信託財産の権利の移転、対抗要件に関する事項は、約款第 8 条に記載のとおりです。
9. 信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・オリックス銀行は約款第 9 条に示す信託業務の全部または一部について、同条に記載の選定基準および手続きにより委託することがあります。また、約款第 9 条に基づき、オリックス銀行の利害関係人に信託業務の委託を行うことがあります。
10. オリックス銀行等との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる場合には、オリックス銀行は約款第 7 条に基づき、オリックス銀行の銀行勘定にて運用するなど、オリックス銀行等との取引を行うことがあります。
11. 受益者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この信託契約における受益者は、お客さまです。 ・お客さまは、お客さま以外の者を受益者として指定することができません。 ・申し込み後にお客さまの氏名、住所などが変更になった場合は、オリックス銀行にお届けいただきます。
12. 寄附先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受取人となる寄附先は、別途お渡しする「指定可能寄附先一覧」から 1 先を指定してください。 ・寄附先は、この信託契約では、1 契約につき 1 先指定いただきます。寄附先を複数指定いただく場合、寄附先ごとにこの信託契約の申し込みが必要となります。 ・指定いただいた寄附先を変更することはできません。変更をご希望の場合は、信託契約をいったん解約し、改めて申し込みいただきます。 ・指定いただいた寄附先について、合併その他の事由により他の法人が寄附先を承継した場合、指定いただいた寄附先を承継した法人に遺贈寄附します。 ・指定いただいた寄附先が解散した場合、信託を終了し信託金をお客さまに交付します。
13. 申込金の払込方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・オリックス銀行所定の手続きにより資金を入金いただきます。 ・お客さまが払い込んだ申込金に対して、信託契約日までの期間の付利は行われません。 ・信託契約の締結前に申し込みを取りやめる場合には、オリックス銀行所定の手続きが必要です。 <p>(1) 払込方法</p> <p>(2) 申込金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 つの寄附先につき、100 万円以上 3,000 万円以下 (100 万円単位) とします。ただし、お客さまの保有金融資産の 1/3 までの金額とします。申込金額は、お客さまがお亡くなりになったとき、相続人の法令上の権利 (遺留分といいます。) を侵害してしまうことのないよう、十分ご注意ください。 <p>(3) 追加信託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約の成立後、申込金を追加することはできません。寄附先に対する寄附金 (申込金) の増額を希望する場合には、寄附先を受取人に指定する信託契約を新たに締結いただきます。 <p>(4) 申込件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この信託契約は、同一のお客さまが 2 件以上申し込むことも可能です。

<p>14. 支払方法</p> <p>(1) 信託元本の支払時期および方法</p> <p>(2) 収益金の支払時期および方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまがお亡くなりになってこの信託契約が終了する場合、受取人として指定された寄附先から、信託金の代理受領権を授与された者である指定弁護士に対して、この信託契約の終了日にオリックス銀行が支払うことで、当該寄附先への遺贈寄附を行います。 ・ 寄附先が解散したこと、または寄附先が信託金の寄附を受ける権利を放棄したことによりこの信託契約が終了する場合、お客さまに対して、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまがあらかじめ指定したお客さま名義の口座に金銭にて、信託終了日の翌営業日以降に支払います。 ・ その他の事由によりこの信託契約が終了する場合、お客さまに対して、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまがあらかじめ指定したお客さま名義の口座に金銭にて、この信託契約の終了日（信託期間満了の場合は信託終了日の翌営業日から 5 営業日目）に支払われます。 ・ この信託契約が終了するときは、各計算期日の 15 営業日前から当該計算期日までの間は支払われません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまに対し、毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日、および信託期間の満了を終了事由とするこの信託契約の終了日の翌営業日から 5 営業日目（約款変更に対するお客さまからの受益権の買い取り請求の場合はこの信託契約の終了日）に、お客さまがあらかじめ指定したお客さま名義の口座に金銭にて支払われます。
<p>15. 予定配当率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定配当率は、金融情勢等を勘案し信託契約の期間等に応じてオリックス銀行が決定し、オリックス銀行が定める方法により明示されます。 ・ 予定配当率は、毎年、計算期日にオリックス銀行が見直し、オリックス銀行の定める方法により明示されます。 ・ 予定配当率はこれが保証されるものではありません。本商品は、確定利回り商品ではありません。
<p>16. 収益金の計算</p> <p>(1) 計算期日</p> <p>(2) 収益金の計算期間</p> <p>(3) 収益金の計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回計算期日（初回は信託契約日。以下同じ。）の翌日から当該計算期日までとします。 ・ ただし、信託期間の満了または約款の変更による信託契約の中途解約によりこの信託契約が終了する場合、最終回の計算期間は、前回計算期日の翌日から信託終了日または解約計算日（約款第 4 条第 (2) 項をご参照）までになります。なお、上記以外の終了事由によりこの信託契約が終了する場合、前回計算期日の翌日以降の収益分配は行われません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回計算期日の翌日に示す予定配当率と当該計算期日における信託金の元本額に基づき計算されます。

17. 申込手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込手数料として、申込金額の 1.65%に相当する金額（消費税込み）を、信託金と一緒にオリックス銀行に支払いいただきます。当代理店は、オリックス銀行を介して申込手数料を受領します。 ・ 預け入れいただく際の送金（振込）手数料は、お客さま負担です。 ・ 本商品に係る残高証明書の発行には、オリックス銀行所定の手数料がかかります。
18. 信託報酬 (1) 管理報酬 (2) 運用報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理報酬はかかりません。 ・ 毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01%から 3.00%までの範囲内）です。
19. 信託財産に関する租税等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払われます。
20. 信託財産の計算期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産の計算期間は、前回計算期日の翌日から当該計算期日（最終回はこの信託契約の終了日）までとします。
21. 信託財産の管理または処分の状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託財産の状況、信託財産とオリックス銀行、この信託の信託業務の委託先、オリックス銀行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況は、末尾記載のお問い合わせ先にご連絡ください。なお、収益金の支払いに関しては、お客さまに対し書面で通知されます。
22. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品はオリックス銀行所定の時期と方法により中途解約ができます。 ・ 信託元本は、オリックス銀行にて中途解約に係る書類の完備を確認後、原則 5 営業日目に支払われます。ただし、各計算期日の 15 営業日前から当該計算期日までの間は支払われません。 ・ お客さまへの支払いは信託元本のみで、前回計算期日の翌日（初回は信託契約日）から中途解約日までに相当する収益金は支払われません。 ・ お客さまに支払われる信託元本には、中途解約日の翌日以降、付利されません。 ・ 中途解約による信託元本は、オリックス銀行所定の手続きに基づき、お客さまよりあらかじめ指定いただいたお客さま名義の口座に振り込まれます。 ・ 信託契約の一部のみを中途解約することはできません。 ・ 中途解約手数料はかかりません。
23. 収益金に係る課税内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益金に対し、20.315%が源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）されます。 ・ マル優制度は利用できません。
24. 元本補てん契約の有無および預金保険適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した際には履行されない場合があります。 ・ 本商品は預金保険制度の対象です。
25. 利益の補足契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックス銀行は利益の補足を行いません。 ・ お客さまに示した予定配当率は、その率に基づく収益金の支払いをオリックス銀行が保証するものではありません。
26. 受益権の譲渡制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ この信託契約の受益権は譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできません。
27. 公告の方法と期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリックス銀行は、約款の変更等を行う場合、一定の期間内に異議を述べることで

	<p>きる旨の公告を電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行います。</p>
<p>28. オリックス銀行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335 または 03-6206-3988</p>
<p>29. その他の説明事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約の締結の可否については、オリックス銀行が最終的に判断するものとし、場合によっては、信託契約の締結が謝絶されることもありますので、あらかじめご了承ください。 ・ この信託契約の申込金は、お客さまがお亡くなりになったときに紛争等が生じないよう、相続人の遺留分等を十分考慮のうえ、お申し込みください。お客さまがお亡くなりになった後に遺留分の問題等により寄附先と相続人間で紛争が生じた際には、寄附先が信託財産の全部または一部を受け取れない可能性があります。 ・ 本商品は金銭信託の商品で、預金商品とは異なります。 ・ 本商品における法務上、税務上の取り扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。 ・ 寄附先は、遺贈寄附推進機構（お客さまがお亡くなりになった場合に、その旨を当代理店に通知する者です。）に対して、同機構が行う「遺贈寄附関連業務」※にかかる所定の手数料を受領した信託財産の中から支払います。また、寄附先は、指定弁護士（寄附金がお客さまの相続人の遺留分を侵害していないか等について調査する業務を寄附先から受任する者です。）に対して、委託業務にかかる所定の手数料を受領した信託財産の中から支払います。 <p>※遺贈寄附関連業務は以下の業務です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附先に対する遺贈寄附行為が活性化するような遺贈寄附に関する情報提供活動 ・ お客さまがお亡くなりになったことを、当代理店、寄附先、指定弁護士に通知する業務 ・ お客さまの相続人と寄附先に対して、お客さまの寄附の理由や寄附先への想い、または相続人へのメッセージを通知する業務
<p>30. 受託者</p>	<p>オリックス銀行株式会社 〒105-0014 東京都港区芝 3-22-8 電話番号 0120-104-094 受付時間 9：00～17：00（土日祝および 12/31～1/3 休）</p>

信託契約代理業に関する説明事項

<p>1. 所属信託会社または所属信託兼営金融機関の商号</p>	<p>オリックス銀行株式会社</p>
<p>2. 信託契約の締結</p>	<p>当代理店は、本商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。契約に際しては、お客さまとオリックス銀行が契約の当事者です。</p>
<p>3. 当代理店が取り扱う本商品と同種の商品</p>	<p>同種商品は取り扱っていません。</p>